下藤崎第１町内会規約

第１条（名称および事務所）

この会は岡山市下藤崎第１町内会（以下「本会」という）と称し、事務所は町内会長宅に置く。

第２条（目的）

本会は地区における自治活動について連絡・調整に当たり、市政への協力と民意の反映に努め、地区民の福祉増進と地区の発展に寄与することを目的とする。

第３条（組織）

１　本会は次に揚げるものをもって組織する。

(1) 下藤崎第１町内会内に居住し、本会の目的に賛同する者。

(2) その他

２　本会の運営を円滑にするため、当町内会を４つの班に分ける。

第４条（事業）

本会は第２条の目的を達成するために次の事項について連絡・協議し、実施する。

(1) 区域内に於ける自治振興に関すること。

(2) 市政への協力と民意の反映に関すること。

(3) その他の目的達成に必要なこと。

第５条（役員）

本会には次のように役員を置き、会務を処理する。

(1) 役　員

会　長	１名
副会長	若干名
書　記	１名
会　計	１名
監　査	若干名
班　長	４名（各班に１名）

(2) 会長及び副会長は選考委員（新、旧班長及び顧問）会で決定する。

(3) 書記、会計、監査は班長の互選による。

(4) 役員の任期は２年とする。ただし、班長の任期は１年とする。なお、役員の再任は妨げない。

任期中に本人の都合により退任届けが出された場合は、役員会で協議の上、対処する。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第６条（役員の任務）

１　会長は事務を統括し会を代表する。

２　副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

３　書記は会議の議事録等、庶務一般を行う

４　会計及び監査は会計事務、監査事務を行う。

５　班長は班を代表するとともに、それぞれの班内の連絡・調整・実務に当たる。

第７条（顧問）

１　本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

２　顧問は会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

第８条（総会）

１　総会は２年に１回とし、会長が招集する。

ただし、会員の３分の１以上から開催の要求があったときは臨時総会を開催することができる。

２　総会決議事項は次の通りとする。

（１）予算：決算に関すること。

（２）規約に関すること。

（３）その他重要な事項。

３　総会開催は過半数を以って成立し、議事は多数決で決める。

第９条（経費）

会の経費は会費及び寄付金、その他の収入を以ってあてる。

会費は月３００円とし、１年分をまとめて年１回3,６００円集金する。

第１０条（会計年度）

会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌々年３月３１日迄とする。

第１１条（慶弔規定）

町内会員の死亡の場合は、町内会として１万円をお供えする。

第１２条（細則）

会の運営についての必要な事項は会長が別に定め、役員会に諮る。

（附則）

この規約は昭和６１年５月１日から施行する。

改 訂　平成２６年１２月２２日

平成３０年　３月２５日（第１１条）

以 上